国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成27年9月28日 (月) 16:48~17:11
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

新垣 慶太 国土交通省海事局内航課課長

金子 佐和子 国土交通省海事局内航課企画調整官

大熊 明嗣 国土交通省海事局内航課専門官

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

森 宏之 内閣府地方創生推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 旅客不定期航路事業における禁止行為の緩和について
- 3 閉会

○藤原次長 旅客不定期航路事業ということでございますが、これはそもそも総合特区で 穴があいているにもかかわらず、余り事業も活用されていないので、少し政府として工夫 する必要があるのではないかと思っております。

それでは、今日は八田座長が御欠席でございますので、代理で原委員にお願いしております。よろしくお願いいたします。

- ○原委員 よろしくお願いします。
- ○新垣課長 国土交通省海事局内航課長の新垣と申します。よろしくお願いいたします。 頂戴しました提案の関係で、まずどういう考え方の制度になっていて、なぜ回答として 難しいということを申し上げたかということをあわせて御説明申し上げたいと思います。

まず、今回の提案に関係ある事業として2つございまして、お手元の資料の左側、一般 旅客定期航路事業というものでございます。これは名前のとおり定められた航路を定めら れたダイヤどおりに運航するということで、運航ダイヤは下の2つ目のところの船舶運航計画と書いてありますが、ここに届出をしてもらった計画に従って、これはお客様がいるいないにかかわらず、運航していただく。運送の引き受けもしなければいけないという義務がかかっている面もございます。運賃、料金に関しては原則届出ということで、後で若干触れることがあると思うのですが、指定区間は上限認可というような形の体系をとっているものでございます。

一方で、今回の提案と関係があります旅客不定期航路事業、資料の右側でございますけれども、こちらも同じく定期航路事業と同じように許可制ではあるのですが、ここは定められた航路ではありますが、ダイヤは一定である必要がないということで運航ができます。したがいまして、事業者の都合で運休もできるということで、お客様が少ないというときには運航されないということも生じるわけでございます。それであるがゆえに、この中に括弧で書いてありますけれども、起終点を同じとした運航であるかどうか。その場合は乗り合いもオーケーでございますが、貸し切りで運送する。要はお客様があらかじめ募集で決まっている貸し切りでなければいけないということで、2地点間を乗り合いでやるという場合には定期航路事業と類似したものになるということもございまして、乗り合いであれば起終点を同じとしてくださいということになります。それで運賃、料金に関しては届出で同じでございますけれども、定められたダイヤである必要はないということでございますので、船舶運航計画については策定する必要はありませんということでございます。

ちなみに安全関係の安全管理規程は同じ規制になっておりまして、下の図にありますけれども、旅客不定期航路事業は現在、不特定の個人である乗り合いは起終点を同じにする、いわゆる遊覧の航海か、ないしは貸し切りの場合には2地点間でという運航に限っているということでございます。

なぜそのようにしているかということに関しましては、私どもはよくクリームスキミングと申し上げるのですけれども、定期の運航事業をやっている皆さんは左に書いてありますように、お客様がいるいないにかかわらず、要はもうけるかもうけないかにかかわらず、この時間で運航しますといった場合には必ず運航していただくということになるものですから、お客さんの多い時期ないしは多い時間帯だけを運航しますということで、いわゆるおいしいところ取りをされてしまいますと、定期航路ということで事業を営む方の要は虫食いになって、定期航路事業そのものの存立も危うくなるということでございまして、したがって、クリームスキミングに当たるようなものは防がなければならない。こういう問題意識がございまして、この2地点間を乗り合いでやるということであれば、定期運航ということでやっていただくということで、私どもの枠組みはなっているところでございます。

そこで、提案されている内容に関してですけれども、3者の内容があると認識しておりますけれども、2地点間である程度固定的に運航しようというような意図があるのかなという認識もしているところですが、2地点間運航するということであれば、乗り合いでは

先ほどから申し上げていますように、定期航路事業の許可をとっていただくということが望ましいということでございまして、その際、運航ダイヤ、船舶運航計画と書いてありますけれども、これの変更は事前であれば結構なのですが、あらかじめ届出をしていただくということで変更は可能でございます。ですので、この変更をある程度柔軟にやっていくということも現在、私ども進めておりますので、唯一申し上げるとクリームスキミングになるような形になっていないかどうかということはチェックする必要があるのですけれども、それ以外に本当はあらかじめの届出というのは、お客様にダイヤが変わったということが伝わるかどうかといったような観点があるわけでございますが、この提案との関係で申し上げると、このクリームスキミングになるようなことはないのかどうかということも念頭に見ながら、この船舶の運航計画の届出を柔軟にすることで、御提案の内容もある程度満足させることができるのではないかということでございまして、この2地点間の運航で乗り合いの運送をやるということであれば、定期航路事業の許可をとるということをまずお考えいただくことが必要かなということで、私どもは回答を申し上げた次第でございます。

とりあえず御説明は以上でよろしいでしょうか。

○原委員 ありがとうございます。

まずちゃんと理解できていないのですけれども、定期航路の場合で定められたダイヤというのは、どれぐらいの期間のものを出すことが求められているのですか。

- ○新垣課長 航路によりまちまちというほどまちまちではないのですが、相場としては大 体年間を通じたスケジュールです。
- ○原委員 1年間で、もちろん混む季節とか混む時間というのはあるでしょうから、それを想定したダイヤを1日朝何時とかというものをつくって計画を出すということですね。 そのときに定期航路事業として許可を受けた事業者さんは、急に突発的にお客さんが増えてしまって臨時便を出すというのはいいのですか。
- ○新垣課長 臨時便もオーケーでございまして、そういう意味で臨時便も原則はあらかじめ出していただくということなので、予想される場合にはできるだけ早く届出をしていただくことになります。特にしばらく安定して運航しているところは、大体年間スケジュールの予想が立つものですから、臨時便はいつごろということを念頭に提出してくるということが多くなっております。
- ○原委員 そうすると不定期航路事業というのは、およそ予想ができないというような事態に対応するような便を想定されているということなのでしょうか。
- ○新垣課長 どちらかというと、ですから乗り合いで2地点間をやる場合には基本的には 定期を想定しているものですから、遊覧の航海とか貸し切りのお客様を想定した事業とし て設定されているものでございます。
- ○原委員 遊覧は定期でダイヤを決めているとしても、2地点間ではないからこちらになるわけですか。

○新垣課長 そうです。補足いたしますと、遊覧でやっている方は法律の定め上はダイヤを定める必要はございません。ですので事業者が自由に設定できるのですが、そうは言っても現実にはお客さんを集客するときには何時に出航しますと言わないとお客さんも集まりにくいので、事業者は独自に運航ダイヤを設定しています。ですので、ただ、そのとおりに運航しなければいけないという義務はかかっていないという形になります。

○原委員 わかりました。

依然としてこの制度の意味が十分に理解できないのは、一般の定期航路事業でやられている事業者さんがいるとして、突発的なニーズであったり、貸し切りでやりたいというニーズが出てきたときに、それに対して対応しますという事業者さんが出てこようとすると、ニーズが全然なくても回らなければいけない。要するに片道だけしか需要がないにもかかわらず、遊覧して回って戻ってこなければいけないという規制になっているわけですね。○新垣課長 すみません、今の御質問の趣旨を私は勘違いしているかもしれませんが、多客期のときですね。定期航路事業、要は2地点間の輸送ですので遊覧ではなくて定期航路事業で例えば増便をするとか、臨時便を出すという形で対応するということで、遊覧で戻ってくるのとはまた別の輸送なのですけれども、よろしいですか。私は勘違いしたかもしれません。

○原委員 定期航路事業の人たちがその臨時便を出すことができるのはわかりました。通 常、平時には定期航路事業をやっていない人がその時期だけ参入をして、臨時のニーズに だけ対応するという事業をやることは認められないわけですね。

○新垣課長 はい。2地点間の輸送ということであれば、定期航路事業の許可をとればできますということなのです。要は許可基準を満たせば参入はできますので、許可はとる必要がございます。ただ、不定期航路として遊覧をやっている人が遊覧の許可のまま定期航路にそのときだけやろうというのはだめなのですけれども、許可手続は基本的に同じ許可手続でございまして、届出をする内容に若干の差があるというところですので、手続そのものに大きな負担の差があるかというと、私どもはそんなに大きくないという認識をしているのです。

○原委員 臨時のニーズに対応するために、そのときだけ参入してくる人というのは、では仮にこれから半年ぐらいの間、観光需要が非常に高まりましたということが仮にこの提案に合っているということとはまた別なのかもしれないのですけれども、そういった事態があったとして、そこに参入をしようとすると先ほど1年とおっしゃいましたが、期間限定であっても一応ダイヤを示して、こういうダイヤで対応します。またさらに急激な需要増加があったときには、それはまた臨時便を出しますよということで定期事業としてやれば問題はないということですか。

○新垣課長 はい、そうでございます。おっしゃるように例えば固有事例をここで出していいのかあれなのですけれども、ある会社などは夏の時期だけは遊覧のニーズがあるので、 夏の時期はこの場合遊覧だったのですが、夏の時期はこういうダイヤでやります。それ以 外のシーズンは要は春、秋、冬は運航しませんという年間ダイヤで許可をとってくるところもあります。

- ○原委員 そうだとすると、総合特区で今、特例をつくられていて、国際会議などの場合 の不定期航路事業というものができるようになっていますけれども、これは何の必要性が あったのですか。国際会議が決まったら、それでダイヤを示せばいいわけですね。定期航路事業としてやるというのが多分、今の御説明を聞いているとそれでできてしまいそうな 気がするのですけれども。
- ○新垣課長 これは推測の域を出ないところで申し訳ないのですが、国際会議が決まった としても、そのお客様がどの飛行機で羽田なら羽田に来るかとか、それに合わせて運航ダイヤがなかなか決められないということも考慮にあったのではないかと思われます。
- ○原委員 予想とずれてしまったら臨時便を出せば。
- ○新垣課長 そういう意味では私の説明からすると、おっしゃるとおり当初出した船舶運 航計画を変更するということで対応は可能でございます。
- ○原委員 それで今の御説明に基づけば、提案の具体的な内容を今きちんと理解し切れているわけではないですけれども、恐らくこれは全部定期航路事業でできるのではないかということですか。
- ○新垣課長 そのような認識をしておりまして、特に香川県の事情などは私も現地、四国運輸局というところがございますけれども、聞いておりまして、瀬戸内国際芸術祭、現地の皆さんは瀬戸芸と称しているようですが、3年に1回あるのですけれども、そういうとき、島で芸術祭をやっているものですから、島に渡ろうというお客さんが増えているということで、ここの理由の中にあります繁忙期には観光客の積み残しが生じているということは、夏休みのピークシーズンは実際に生じることもあるのだそうです。ですのでお客様対策をいかに対応しなければいけないかということで現地の問題意識は持っておりまして、この増便をするということでの対応もあるのですが、実は四国に限らず今、全般的に旅客船事業者の体力が落ちてきていることから予備船と呼んでいるのですけれども、いざというときに増便対応できる追加的な船の数が少なくなってきていて、予備船を持ってくるというのもなかなかままならなかったという現実がございました。ですので、これをどのように新しい急に増えるお客様のニーズに対応しなければいけないかというのは、地域の足、交通の問題として議論しなければいけないという問題意識を持っているところでございます。
- ○原委員 総合特区をやっていらっしゃった八田先生がきょうはいらっしゃらないので、 十分な対応がしきれていないかもしれませんが。
- ○藤原次長 こういった御提案についての御回答を関係省庁から公表させていただくのですけれども、今のような説明でやっていただいたほうがいいと思うのです。要するに定期 航路で対応できるのだと。これは要するにできない、禁止しているというのではなくて、むしろ定期船でどんどん対応できるという話にしていただいたほうがいいと思いますので、

この回答の仕方もまた御相談をさせていただかないといけないかなと思います。

- ○新垣課長 かしこまりました。同じものをごらんになっているかあれですが、香川県の回答に関しては、なお書きの3行で、最後に繁忙期の観光客の積み残しについては、一般旅客定期航路事業の許可を取得した上で臨時便で対応可能となりますということで、その気持ちをあらわしたつもりではいたのですが。
- ○藤原次長 かなり明確に書いていただいたほうがいいと思います。可能というよりは、 むしろそちらで対応するべきだというか。
- ○阿曽沼委員 原先生とのやりとりで私も理解が進んだのですが、定められたダイヤとい うのは、年間を通して定めることを一応求めてはいますね。しかし、例えば貸し切りの場 合は臨時便として増便しても構わない訳ですね。その届出については即日できるのですか。 例えば前の日とか規定があるのですか。
- ○新垣課長 純粋に貸し切りですと不定期航路事業でできますので。
- ○阿曽沼委員 それはできるわけですね。例えばA社が定期便をやっています。A社が貸し切り事業をやる場合はA社が不定期航路事業を届け出る必要があるのですか。
- ○新垣課長 A社が定期輸送をやっている中に貸し切りのお客さんが一緒に乗ること自体は全く構わない。
- ○阿曽沼委員 だから臨時便も増便もすぐできる訳ですね。
- ○新垣課長 事前の届出でできます。
- ○阿曽沼委員 ただ、そのときに事業者は、ある一定のサービスを維持しながら自由度を もう少し持ちたいという要求があるかもしれませんね。その自由度というのはどのぐらい 制限されるのですか。
- ○新垣課長 これは実は一律にはなくて、私は先ほどの説明の中でかなりの程度は対応できますと申し上げて、完全に同じようにできますと申し上げなかった部分ではあるのですけれども、定期運航でやっていただく限りには定められたダイヤで運航していますということに、その船に乗りたいというお客様のニーズにきちんと応える必要があるわけでございまして、休止するなら休止しているということが事前に伝わる必要があるなということが必要になります。それで航路によりまちまちですというのは、例えば本当の離島航路になると、いつも大体日常乗っているお客様は同じような方が多くて、顔なじみのこともあるということで、それこそ直前、前日とか前の日の夜とか、都合により明日運航できませんということで。
- ○阿曽沼委員 防災無線などでやってもいいわけですね。
- ○新垣課長 お客さんに伝えることができるので、そこは本当に直前でもできるのですが、 東京を例に出すと余りよろしくないのかもしれませんけれども、本当に不特定多数の人が あっという間に乗ってくるようなところだと、事前の周知が前日でいいのかというと今度 は混乱を招く可能性があるので、お客様に届くタイミングは大体どれぐらいが本当に社会 的に許されるかなということで、数日前を求めるということはあるかと思います。

本題から外れるかもしれませんけれども、屋形船のことを若干申し上げますと、現在、東京の舟運、船のまさにこういう海運を活性化しないといけないということで、屋形船の組合の方もメンバーに入ってもらって、水のまち東京における舟運活性化に関する関係者連絡会ということで、意見交換を昨年2月から定期的にやっております。屋形船の皆さんがおっしゃるには、お客様を増やしたい。特に今、外国人のお客さんが増えてくるのでインバウンドのお客さんも屋形船に取り込みたいということで、屋形船の基本というか昔ながらのビジネスモデルは、船1隻を貸し切るという形の運航でやるほうが彼らのビジネスモデルとしては安定していたそうなのですが、そうは言っても大体お客様の単位が小口化してきているので、小さいグループを1つの船に合わせて運航していくということの集客の開拓も進めていらっしゃる。もちろん先行してやっていらっしゃる方もいるのですけれども、そこは組合の中でもできる事業者と、まだ昔ながらのスタイルでやっている方というのはまちまちで結構混在していると聞いております。ですので、貸し切りだけというわけでも屋形船の方は思っているわけではなくて、特に外国人のお客さんはその前日とか、その日、特に例えばはとバスと連携してはとバスのところで受け付けて来てもらうということで販路開拓は今、進めていらっしゃるところでございます。

○原委員 だからいずれにしても時間を決めるか、貸し切りかですね。それ以外のやり方があるとは余り。

では、やれますということでしょうか。

- ○藤原次長 逆にそれ以外の話がないとすると、この条文の問題にそもそもなってしまう のです。
- ○阿曽沼委員 突然小規模の家族のグループが、今すぐに出してくというようなニーズに 応えたいということもないわけですね。
- ○新垣課長 それは貸し切りで、そういうニーズに対応した事業者はいますので。
- ○原委員 定期も出すし、たまたま船着き場に集まってきたら出しますという事業もある かどうか。
- ○新垣課長 それだけ集まってくれると本当はうれしいのですけれども。
- ○藤原次長 いずれにしてもこういう何回も何回も、いつもいつも出てくるもので誤解がむしろ生じているので、そういうものが出ないような言い方をまた相談させていただければと思います。基本的にそういう定期のほうでできるとかいう言い方にしたほうがいいと思います。
- ○新垣課長 先ほどの繰り返しになりますけれども、完全に同じようにできるとまでは申 し上げませんが、現場の事情を踏まえて手続のほうは弾力的に対応して、ニーズを踏まえ た対応ができるようにしてまいりたいと考えております。
- ○原委員 よろしいですか。どうもありがとうございました。